

離婚で大事な3つのこと(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、離婚を考えたときに、大事な3つのことをお伝えします。

離婚を考えるときは、①離婚できるかどうか、②お子様のこと、それから、③お金のこと、という3つを考えると良いと思います。

まず、1つ目、離婚できるかどうか、ですが、お互い合意できれば離婚できますが、合意できないというときは、離婚の原因が必要になります。

この離婚の原因について、民法第770条第1項は以下を定めています。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

この五としては、例えば、暴力や生活費を払わないなど色々あります。

そして、離婚の裁判で離婚を勝ち取るにはこうした離婚の理由を証明する証拠が必要になります。

証拠としては、例えば、配偶者の不貞を証明するのであれば、不倫相手とのメッセージのやりとり、写真、録音や録画といったものが考えられます(この点については、別の動画をご覧ください)。

さらに、全く離婚の理由がなくても、3~5年別居すれば離婚できる可能性がありますので、別居も大事になります。

次に2つ目、お子さんのことですが、これには親権と養育費の問題があります。

「親権は母親が有利」と言われることがありますが、実際、一番重視されているのは、日頃どちらがお子さんの面倒を見ているか、ということです。

なので、例えばお父さんであっても、日頃家事やお子さんの面倒をお母さんより見ていれば、親権者となれる可能性はあります。これも証拠が必要ですので、例えば、お子様との写真、録画、さらにはお子様をどう面倒みているのかという日記、日頃の買い物のレシート、ご飯を作っている毎日の写真などが考えられます。

養育費については、最高裁判所が基準を発表していますので、当事者で合意ができない場合には、この基準に従って裁判所が判断することになります。

最後3つ目のお金のことですが、これには慰謝料と財産分与があります。

慰謝料というのは、相手が離婚の原因を作ったときに請求できるもので、例えば不倫された場合には、2~300万円となることが多いと思います。

次に、財産分与というのは、別居した時点での夫婦の財産(婚姻期間中にできた財産)を原則として半分ずつに分けるというのですが、お互いの財産をよく知らないとか、家計は相手に任せっぱなし、というケースもあります。そうすると相手に何の財産があるのか分からないので、十分財産をもらえないということになってしまいます。

ですので、日頃から相手の通帳や給与明細などの証拠を確保しておくことが大事になります。

以上のとおり、とにかく証拠が大事ということになりますので、証拠の取り方から弁護士に相談することも考えられます。